

消防本部からのお知らせ

平成31年4月1日から「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「LP法」という。）」に関する事務（一部を除く。）が、県から燕市及び弥彦村（燕・弥彦総合事務組合）に移譲されます。

このため、管内の事業所が火薬類取締法、高圧ガス保安法及びLP法に基づく申請・届出等を行なう場合は、燕・弥彦総合事務組合消防本部予防課が窓口となります。

○提出先

原則持参による窓口への提出をお願いします。

申請以外の届出・報告等にあつては郵送での提出でも対応しています。

なお、郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

○提出部数

2部

申請・届出・報告等の提出については、「提出を証明する目的」で1部に提出証明印を押印し返却しています。

○手数料

手数料額は燕・弥彦総合事務組合消防法等の事務に係る手数料徴収条例に定められています。手数料額は変更されることがありますので注意してください。（燕・弥彦総合事務組合のホームページに記載しています。）

なお、手数料の納入にあつては、現金にてお願いします。

○手続き書類の入手方法

燕・弥彦総合事務組合のホームページに主なものを掲載しています。

URL:http://www.tysogo.jp/syobo/download_index.html

【問合せ先】

燕・弥彦総合事務組合消防本部予防課保安係

TEL：0256-92-1122（予防課）

FAX：0256-92-1129

E-mail：yobou@tysogo.jp